

特別養護老人ホーム「静霞園」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 社会福祉法人愛信会が開設する特別養護老人ホーム静霞園（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助及び社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように努めることとする。

- 2 施設は入居者の意志及び人権を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努めることとする。
- 3 施設は明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、その従業員に対し、研修を実施するものとする。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム「静霞園」
- (2) 所在地 茨城県土浦市東若松町3379番地

第2章 従業員の職種、員数、及び職務内容

(従業員の職種、員数、及び職務内)

第4条 指定介護老人福祉施設の従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 施設長 1名（併設事業所等の管理者と兼務）

施設長は、職員等の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業員に必要な指揮指令を行う。

2. 医 師 1名 (非常勤)

医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

3. 事務職員 2名以上

庶務、文書、人事及び従業員の福利厚生に関すること。予算、決算及び財産管理会計に関すること。

4. 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務及びその実施状況、利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じた施設サービスの変更をする。

5. 生活相談員 1名以上

生活相談員は利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等の機関との連携において必要な役割を果たす。

6. 看護職員 3名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な介護を行う。

7. 介護職員 20名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に、資するよう、適切な介護を行う。

8. 栄養士 1名以上

栄養士は、食事の提供にあたり、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を作成するとともに、適切な時間に食事の提供を行う。利用者の使用する食器その他の設備又は飲水にする水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

9. 調理員 4名以上

調理員は、食事の提供にあたり、栄養士が作成した献立にそった調理、配膳を行う。

10. 機能訓練指導員 1名以上 (兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため必要な訓練を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設への入所定員は60名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設はサービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入所申込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居室で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業員間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行なう。
- 7 入居者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や保険、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合には、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに申請ができるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援するまでの課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は入居者やその家族の希望、把握した問題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は他の従業員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は施設サービスの原案について入居者に説明し同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の作成後においても、他の従業員との連絡を継続的に

行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。又、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱い方針)

第11条 入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 従業員はサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入居者本人又は他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第12条 1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 6 入居者の負担により、施設の従業員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の心身の状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。又、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

- 2 食事時間はおおむね以下の通りとする。
 - (1) 朝食 午前 7時30分~
 - (2) 昼食 午後12時00分~
 - (3) 夕食 午後17時30分~18時30分

(相談及び援助)

第14条 入居者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等にする手続きについて、入居者又はその家族が行うことなどが困難である場合はその同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連絡をとり、入居者と家族の交流などの機会を確保する。

(機能訓練)

第16条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料金等の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に定める割合による額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料金の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、居住費・食費等、別添料金表に掲げる費用を徴収する。
- 4 サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い入居者の同意を得る。
- 5 その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入居者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入居者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活指導員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診察は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を使用すること。
- 5 故意に施設もしくは物品に損害を与えること。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第26条 入居者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が発生した場合には、応急措置、配置医及び医療機関への連絡、搬送等の措置を講じるとともに家族等へ連絡する。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。また、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所の施設長を当て、火元責任者には各部所の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施すると共に訓練等に地域住民の参加等、協力体制構築に努めるものとする。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年2回以上

- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随 時
(7) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に向けた体制等)

第28条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者 に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第9章 その他の施設運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第29条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第30条 入所に際して、入所年月日、施設の種類、名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第31条 入居者が次の各号いずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしている時。

(勤務体制の確保等)

第32条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業員の資質の向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 繼続研修 隨時

(衛生管理等)

第33条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第34条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。又、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第35条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(機密保持等)

第36条 施設の従業員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に施設に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第38条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じ

る。

- 2 提供するサービスについて、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情について、国民健康保健団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保健団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第39条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力をを行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第40条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
 - 3 事故発生の防止のために安全対策担当者を選任し、委員会及び介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行うと共に組織的な安全対策体制を整備する。

(会計の区分)

第41条 サービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

- 第42条 従業員、整備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛信会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規定は、平成14年8月1日より施行する。

- 〃 平成16年4月1日より修正施行する。
- 〃 平成17年10月1日より修正施行する。
- 〃 平成20年6月1日より修正施行する。
- 〃 平成21年4月1日より修正施行する。

- 〃 平成29年4月1日より修正施行する。
- 〃 平成30年5月1日より修正施行する。「第6章緊急時等の対応」追加
- 〃 令和3年4月1日より修正施行する。「虐待の防止のための措置に関する事項」追加他
- 〃 令和4年11月1日より修正施行する。